

新基準原付とは、2025年4月1日から原付一種に追加された「総排気量 50cc 超～125cc 以下・最高出力 4.0kW 以下」で、原付免許や普通自動車免許で運転でき、最高速度 30km/h や二段階右折など従来原付と同じ交通ルールが適用される車両区分です。

新基準原付の定義とポイント

- 原付一種の新しい区分として 2025 年 4 月 1 日から導入 (jmpsa.or.jp)
- 排気量: 50cc 超～125cc 以下
- 最高出力: 4.0kW 以下 (従来 50cc 原付相当の出力) (yamaha-motor.co.jp)
- 原付免許・普通自動車免許で運転可能 (jmpsa.or.jp)

交通ルール・運転条件

- 最高速度は時速 30km のまま (town.matsuda.kanagawa.jp)
- 交差点での二段階右折義務も従来原付と同様
- ヘルメット着用義務や自賠責保険加入も必要
- 原付一種として扱われるため、二人乗りは不可

税金・ナンバーなど

- 区分は「第一種原動機付自転車(新基準原付)」
- 軽自動車税(種別割)は年額 2,000 円(多くの自治体で同額) (city.fukuoka.lg.jp)
- ナンバープレートは市区町村で交付
- 外観や排気量だけでは第二種原付(125cc クラス)と見分けにくく、書類や標識で区別 (city.yabu.hyogo.jp)

従来 50cc 原付との違い

- 従来の 50cc 以下原付は、2025 年 11 月からの排ガス規制に対応が難しく、2025 年 10 月末で生産終了予定 (city.fukuoka.lg.jp)
- 新基準原付は、既存の 125cc クラス車両をベースに出力を 4.0kW 以下に制御して対応 (itmedia.co.jp)
- 出力は 50cc 相当だが、車体サイズや安定性は 125cc クラスに近い